

主な二国間協議及び現地調査(平成23年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
メキシコ産アボカド (アセフェート、メタミドホス)	アセフェートについて平成23年3月から協議開始。平成23年4月、検査命令の項目にメタミドホス追加。平成24年2月から包括的輸入禁止規定の検討対象品目として協議を開始。対応要請中。	-
米国産ブロッコリー (ピラクロストロピン)	平成23年3月協議開始。平成23年5月これまでの検査実績及び米国政府からの原因究明及び改善報告を踏まえ、モニタリング検査の強化を解除。	-
米国産オレンジ (イマザリル)	平成23年7月から協議開始。協議継続中。	-
韓国産きゅうり、赤・青とうがらし及びミニトマト (残留農薬)	平成23年5月から協議開始。平成23年6月、韓国政府において違反事例に係る残留農薬管理対策が講じられたことから、検査命令を解除。	-
タイ産ニオイタコノキ、レモングラス、コブミカンの葉、オオバコエンドロ及びミズオジギソウ (残留農薬)	平成22年11月から協議開始。平成23年8月、対応要請中。	-
米国産セロリ (ピフェントリン)	平成23年10月から協議開始。平成23年12月、米国における残留農薬管理体制及びこれまでの検査実績を踏まえ、特定業者に係る検査強化を解除。平成24年3月、輸入時の検査実績を踏まえ、モニタリング検査の強化を解除。	-
オーストラリア産かんきつ類 (残留農薬)	平成23年11月から協議開始。協議継続中。	-
中国産ほうれんそう (残留農薬)	平成14年7月から協議開始。平成23年11月、冷凍調理ほうれんそうについて、中国側の管理体制を踏まえ、中国政府に登録された一部の企業のみ輸入自粛を解除。また、従来 of 検査実績等を踏まえ、検査命令(クロルピリホス)のほうれんそう、冷凍ほうれんそう及び乾燥ほうれんそうの検体数を1検体とした。	平成23年11月
韓国産パブリカ (フロニカミド)	平成24年2月、韓国政府において違反事例に係る残留農薬管理対策が講じられたことから、検査命令を解除。	-
韓国産青とうがらし (シメコナゾール)	平成23年12月、検査命令実施。一部輸出者について、韓国政府において違反事例に係る残留農薬管理対策が講じられたことから、検査命令を解除。	-
カナダ産牛肉 (BSE)	平成15年5月から協議開始。カナダ政府が認定する対日輸出施設について、輸出基準の遵守の検証のため、現地調査を実施。協議継続中。	平成23年8～9月
米国産牛肉 (BSE)	平成15年12月から協議開始。平成17年12月、輸出プログラムの遵守を輸出条件として、特定施設からの輸出を再開。平成18年1月、せき柱が含まれる米国産子牛肉を確認したことから、全ての米国産牛肉の輸入手続きを停止したが、同年7月手続き再開。対日輸出プログラムの遵守の検証のため、対日輸出認定施設の現地調査を実施。協議継続中。	平成23年11月
スイス産チーズ (リステリア菌)	平成24年1月から協議開始。同年3月、スイス政府において衛生管理体制等の対策が講じられたことから、検査命令を解除。	-